

つくしだより



平成31年1月号

新年を迎えて

都連会長 眞壁 博美

あけましておめでとーございます。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。

昨年は、2月に東京つくし会創立50周年記念式典・祝賀会が無事終了し、51年目に踏み出せました。また、今年1月より、精神障害者手帳1級所持者への「重度心身障害者医療費助成制度」が実施されました。そして、11月24日に、大田区障害者総合サポートセンターで開催された「当事者・家族・支援者との交流会」には、小池都知事のご臨席を賜り、当事者・家族とともに歩んでくださるとの励ましの言葉に、大変勇気づけられました。

◆「みんなねっと全国大会 in 神戸」で心に残ったこと

昨年11月に開催された全国大会の特徴は、「教育問題」に重点が置かれていました。基調講演で「精神疾患を正しく理解するための教育の必要性について」というテーマで、山田浩雅氏(愛知県立大学)が話され、「精神保健教育」の分科会(第1)が設けられました。

基調講演では、日本の学校教育に

おける学習指導要領の内容に約35年近く「精神疾患」の一字も無くなり、全く教育されず、それが精神障がい者への差別・偏見を生み出す一要因になったこと。一方海外では、小・中学・高校の精神保健教育プログラムができており、実践されています。(紹介されたのは、オーストラリア、イギリス、カナダ、アメリカ等)いずれの国でも、学校のみでなく、地域全体への働きかけから、支援を必要とする各生徒への個別対応までを網羅するシステムが構築され、その中でメンタルヘルスリテラシー(※)を含む精神保健教育が学校で行われています。

※「メンタルヘルスリテラシー」教育はこころの不調や精神疾患についての知識を得ることで、病気を予防したり、自分のこころの不調に気づいてまわりの大人や友達、専門相談機関などに相談できる力をつけていくことをめざす教育です。

◆始まっている教材作り

第1分科会のテーマは、「はじめています!!こころの不調・病気を学び回復を支える授業」です。

兵庫県では、学校で行う「心の病気についての授業」教材作りが始ま

っています。それが「はーとトンネル」です。これは、兵庫県の「こころ・あんしん」(略称:こあら)(家族会)と当事者・学校の先生・養護教諭・専門職等がそれぞれの立場から意見を出し合って作成した教材です。「こあら」の松永さんは、「単に症状についての学習は、いじめに繋がる危険性があること。また、生徒が教師に相談に来てても、教師が知識・理解不足で受け止められなかったら・など、懸念が多く出されました。現時点での学校に受け入れてもらえる範囲で作成しました。「この教材で授業をしているのは、まだ数校です。現実には、厳しい状況ですが、尼崎市の保健所の大きな協力も頂き、今後の広がりに期待していきたい」と話されていました。

平成30年3月、文部科学省が高校の学習指導要領を告示。2022年度の「保健体育」の教科書から、精神疾患の記述が40年ぶりに復活します。いずれ、中学校・小学校教育にも波及するでしょう。私は、尼崎市のように、東京都にも学校関係者も含めた精神保健ネットワークがしっかりできるように都連が力を尽くそうと決意を新たにしました。

1月からマル障制度（心身障害者医療費助成制度）が精神障害者福祉手帳1級所持者にも適用開始！

都連副会長 植松 和光

昨年3月の都議会で可決成立したマル障制度が今年1月から実施されました。

手続き、対象者等については先の通りです。

◎ 手続き

住民票のある区役所、市役所、町役場、村役場の窓口で申請書を提出し受給者証の交付を受けてください。

◎ 助成方法

保険を扱う医療機関で保険証とマル障受給者証を提示して、受診することで助成を受けられます。詳しくは窓口へ。

◎ 助成対象者

東京都内に住民票のある精神障害者保健福祉手帳1級の方

経過措置

精神障害者保健福祉手帳持っている方については、次のような経過措置があります。

1 経過措置の対象者（左記の（ア）（イ）の両方を満たす方）

（ア）年齢

平成31年1月1日の時点で65歳以上の方または64歳の方で同年6月30日までに65歳になる方（誕生日が昭和29年7月1日までの方）

（イ）精神障害者保健福祉手帳1級（※）をお持ちの方

（※手帳交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている手帳に限る。）

2 申請可能期間

右記1に該当する方は、申請受付開始（平成30年11月1日）から平成31年6月30日までは、マル障申請時の年齢が65歳を超えていても申請を受け付けます。

以上がマル障の申請等に関する手続き情報です。

手続きをしないと助成対象になりません必ず手続きをしてください。

あたらしい年に夢みること

都連副会長 本田 道子

お正月がやってきてはまた過ぎ去ってゆく。今年はことに「平成最後の年」ということばがくり返し何度も何度も。

「平成」から今年の5月からは「〇〇」元年になる、なんだかうれしい。わくわくします。あたらしい出来事が生まれそうな気がします。

今年の1月からは長年の念願の「医療費助成」が実現しています。あたらしい年にはこれも長年の念願「心身障害者福祉手当」を気持ち新たに実現させたい、と願っています。

す。

〇〇元年にこの制度が実現できたらなんとすばらしいことではありませんか!!

この制度を一番願っているのは精神障がい者になった当事者の皆さんです。

けれどその障がいゆえに先頭に立って動けない精神障がい者の私たちの家族。

ならば一番身近な私たち家族が立ち上がり、応援して下さる方達の力を借りながら、都民のみなさん、区議会、都議会に説明を続け、理解してもらうことが必要です。

そのためにはやっぱり「しっかりと顔と声を出し続けること」です。

顔も見えない相手に共感すること、ましてや応援しよう、という気にはならないと思うのです。

特別な願いではないはず、です。身体障害、知的障害の方達と同じくして下さい、というだけの願いです。

「精神障がい」ゆえの差別や偏見もあり、なお制度からも認められないなんて。

「東京つくし会」は先輩のみなさま方が培ってきた50年の積み重ねがあります。

応援団もいるはず。50年を信じて。実現させましょう。

特別なことではない、のですから。

今年は「福祉手当」元年です。

今年「福祉手当」元年です。



青梅精神障害者家族会

「ほっとスマイル」を訪問して

都連理事 安藤 万寿代

2018年11月24日(土)、青梅市障がい者サポートセンターで定例会が開かれ、「当事者が自立できる道をさぐるには」についてお話をいたしました。

私の自己紹介から始まり、息子の体験を語り、親から見た当事者の自立とは何かを会場の皆様と一緒を考えました。

自立には金銭管理などの経済的自立・生活のリズムなどの日常生活の自立・通院や他の人との会話などの社会的自立その他があり、自立のために当事者が利用できる社会資源の活用を確認しました。

当事者が自立できるようにするには、

- 1, 家族は当事者の生きる力を信じる
 - 2, 家族は当事者の心の支えであり管理はしない(金銭も出来れば自分で)
 - 3, 当事者も生きる権利があり親も自身の生活を守る権利がある(子離れを)
 - 4, 大人として責任を持たせる(社会人自覚)
 - 5, 家族は当事者が自立できる道を妨げず見守る(何時でも繋がっている安心のみ)
 - 6, 当事者は様々の社会資源を利用する
- 私の息子は長い引きこもりからすべての社会資源の利用をして、現在アパートで一人暮らしをし、障がい者枠で社会で働いています。自立とは当事者が一つでも自分で出来る

ことがあれば、自立の始まりです。話しのと、参加者の皆様の自己紹介と近況報告・質疑応答になり、家族の心配は医療の問題と親亡き後について関心がありました。

「ほっとスマイル」の定例会には家族・当事者・初めての方と多くの方々が集い、何でも自分の思っていることを話せる場でした。孤立しない・抱え込まない・繋がることをキーワードに「ここに来るとほっと安心して、あたたかい笑顔で、明日に向かえる場」という思いが込められています。

世話人代表遠藤様・アドバイザーの中住様、ありがとうございました。

家族会訪問

都連副会長 轡田 英夫

★練馬精神障害者家族会訪問

日時・11月30日(金)午後1時半～4時半

場所・ココネリ研修室5

訪問者・安藤万寿代理事

練馬家族会は会員数40名で、毎月第四金曜日の午後1時に定例会を行っています。今回は隔月発行の会報の発行作業を終わった後、お招きしていた安藤万寿代さんのお話を聴き、交流するという会でした。毎月の定例会の半数ほどの会は、このような講演会・学習会をし、残りの会は会員の状況を話したりして会員相互の交流を図っています。今回は25名参加



で行われました。

安藤さんのお話は、何かと問題のあった息子さんが、精神保健福祉関係以外の社会資源をも含めて、様々な社会資源を使いながら自立への道を辿っていったというお話でした。今では就職先の上司のパワハラに対し本社の人事部に訴えることになって関係が改善したというようになるまでになったとの事でした。それまでの過程はまさに「肝っ玉おっかさん」の面目躍如といった内容でした。

★江戸川区かたくりの会訪問

日時・12月9日(日)午後12時半～15時

場所・第二元明館「プレジール」

訪問者・川崎洋子・轡田英夫副会長

かたくりの会は会員数20名、毎月1回地元の施設で定例会を行っているとの事です。第二元明館「プレジール」は精神障害者が作業する地域支援日型事業所です。

最初に両副会長が東京つくし会の抱える課題と、福祉手当に関する取り組みについての報告をしました。その後、参加者全員が自己紹介を行う中で各人の抱える問題についての報告をし、それに対して川崎副会長がコメントするといった形で進行了りました。生々しい報告があり、中には泣きながらお話しするというこの病の業の深さを感じました。会員の高齢化の中で日曜日の開催のせいか若い人の参加が数名ありました。

各種委員会報告

都連の理事は都関係の委員会等に委員として参加し、家族としての意見、要望などを行っています。順次委員会報告を行ってまいります。

「精神障害者雇用支援連絡協議会」

(委員) 都連副会長 川崎 洋子

この委員会の設置目的は、精神障害者の雇用促進、雇用継続・職場復帰など、各段階に応じた支援を効果的に実施するために、地域の行政、精神科医療、産業保健、福祉などの関係機関、団体などからなる職業リハビリテーションネットワークをつくり、支援の現状を分析し、その結果から支援の改善や工夫を行うものとして、東京都障害者職業センターに設置されています。年2回の開催が原則です。

特に私が関心を持っていることは、精神障害者が雇用率に加わることで、事業主への雇用管理サポート講習会が開かれており、雇主との相談、要望を受け止め、支援していることです。様々な場面で精神障害者雇用の問題点があげられています。特に事業主の不安・心配に応じていることは、雇用の定着・継続につながるものとして、評価できるものです。引き続き参加して、協議内容などお伝えしたいと思います。



講演会のお知らせ

☆2/2(土) ころころに効く食べ物のはなし 講師: 東京大学医学部付属病院 精神神経科 近藤 伸介氏
会場: 三鷹駅前コミュニティセンター 要申込 定員120名 主催: 巣立ち会 ☎0422-34-2761

☆2/9(土) 精神疾患の診断について 主催: 新宿フレンズ ☎03-3987-9788
講師: 大泉病院社会医療部長 精神科医 山澤 涼子氏 会場: 新宿区立障害者福祉センター

☆2/15(金) 上映「夜明け前～呉秀三と無名の精神障害者の100年」及び講演「現代の医療現場から見る地域が担っていくことを考える」講師: 聖学院大学 教授 田村綾子氏 問合せ: きょうされん ☎042-549-7733
会場: 昭島市役所市民ホール 申込期限: 1月31日 主催: 昭島市障害者(児)福祉ネットワーク精神障害部会

☆2/16(土) 統合失調症とご家族の対応 主催: 文京区心のふれあいをすすめる会 ☎03-3828-6517
講師: ころころの相談員/SS Tリーダー 高森信子氏 予約不要 会場: 文京区シビックホール 小ホール

※参加申込み・お問合せは、主催者までお願いします。



編集後記

全盲の人と山に登って思ったこと
谷川岳に天神尾根という登山道があります。天神尾根は途中まで木道になっています。木道とは、木の板を張っている道の事です。尾瀬のように湿地帯を歩くには有効ですが、一般の登山道ではあまり向いているとは私は思いません。浩宮(当時)が谷川岳に登る時に木道の方が安全だろうという事で地元がこのように作ったようです。

私は以前全盲の人をそこにお連れしたことがあります。彼は、杖を先について確かめながら歩くのですが、杖が板を外れると突然落差が生じます。自然道ではそのようなことはありません。「大変歩きにくいですね」という感想を漏らしていました。山頂に近づくと「そろそろ山頂ですか？」と尋ねられたので「どうしてわかるのですか？」問い返すと「空気が違います」と答えられました。目が見える人にはわからない感覚です。

施設の整備等を考えるとき、障碍のない人によって計画するのではなく、障碍者を含めて計画をたてるべきでしょうし、障碍者特有の感覚を生かして、よりよい社会を作るよう目指すべきではないでしょうか。

都連副会長 轡田 英夫

つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。